

「東京都民間住宅活用モデル事業（空き家活用モデル事業）」の概要

本事業は、国の「民間住宅活用型住宅セーフティネット整備推進事業」（以下「国事業」という。）の補助を受けて改修工事を実施する空き家のうち、木造住宅密集地域内の従前居住者の移転先、または高齢者等住宅確保要配慮者^{（※1）}の共同居住（グループリビング）^{（※2）}用として活用するものに対して、国の補助に加えて、都独自の補助を行うものです（予算額：3000万円）。

都は、事業者募集要項に基づき、事業者の募集を行い、審査委員会において審査のうえ、事業者を決定します。

- ※1 住宅確保要配慮者とは、高齢者世帯、障害者等世帯、子育て世帯、所得が214,000円を超えない者及び被災者世帯をいう。
- ※2 共同居住（グループリビング）とは、血縁関係等に因らない2以上の世帯が、協力して生活するものをいう。

1 事業の要件

補助の対象は、東京都内に存する、国事業の補助を受けて改修工事を行う空き家がある住宅（住棟）で、以下の（１）、（２）のいずれかに該当するもの

（１）木造住宅密集地域内の従前居住者の移転先として活用するもの

- ア 改修工事後の最初の入居者は、整備地域内または木造住宅密集地域整備事業の事業区域内に居住する者で、都または区市の関連事業に協力して移転する住宅確保要配慮者とすること。ただし、3ヶ月以上、住宅確保要配慮者に該当する入居者を確保できないときは、住宅確保要配慮者以外の者も入居させることができるものとする。
- イ 対象空き家がある住宅（住棟）が、関連事業による移転の対象となっていないこと。

（２）高齢者等住宅確保要配慮者の共同居住（グループリビング）用として活用するもの

- ア 改修工事後の最初の入居者は、住宅確保要配慮者のみの複数世帯とすること。ただし、3ヶ月以上、住宅確保要配慮者に該当する入居者を複数世帯確保できないときは、1世帯以上が住宅確保要配慮者であれば、住宅確保要配慮者以外の者も入居させることができるものとする。
- イ 各世帯が専用する居室を有すること。
- ウ 各世帯のプライバシーが確保できること。
- エ 世帯間のコミュニケーションが図れる居室として、共同で利用するための居間、食堂等を有すること。
- オ 居間、食堂、台所、水洗便所、収納設備、洗面設備または浴室を共同で利用する場合、各戸に備える場合と同等以上の居住環境を確保すること。
- カ 改修工事後の賃貸借契約の対象となる共同で利用する部分を除く各戸の床面積は、13㎡以上とすること。
- キ 全入居者数に対して、住宅全体で最低居住面積水準以上の床面積を有すること。

2 補助対象費用及び補助金の額

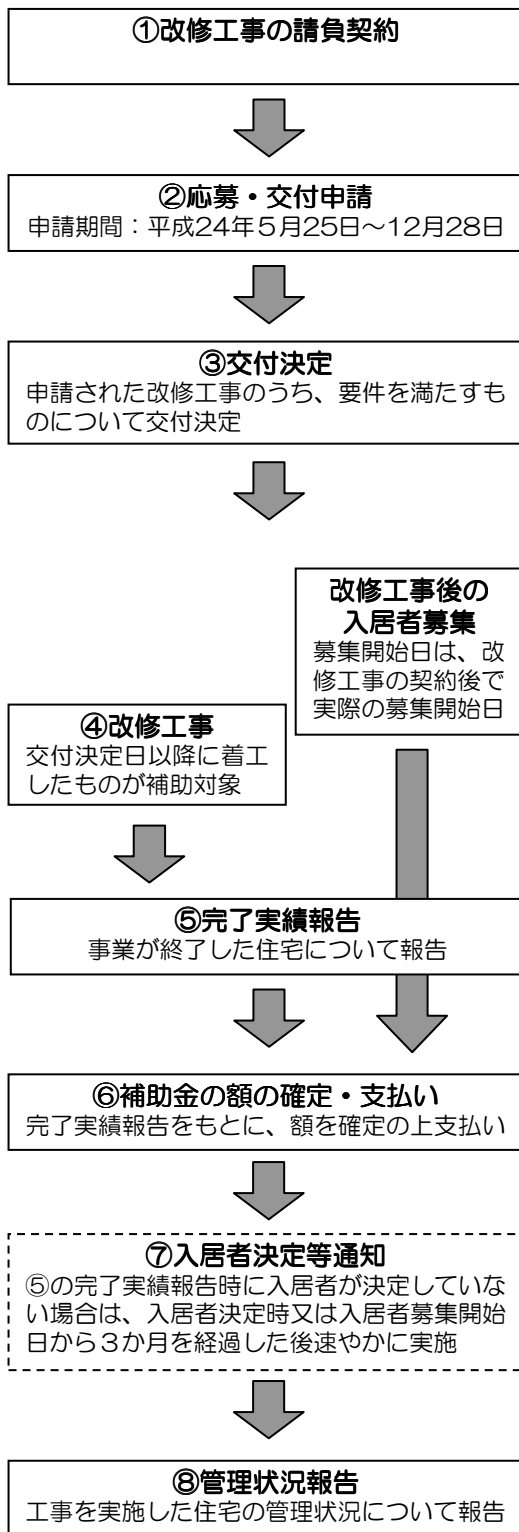
【補助対象費用】 国事業の補助対象となる費用

【補助金の額】 補助対象費用の1/3

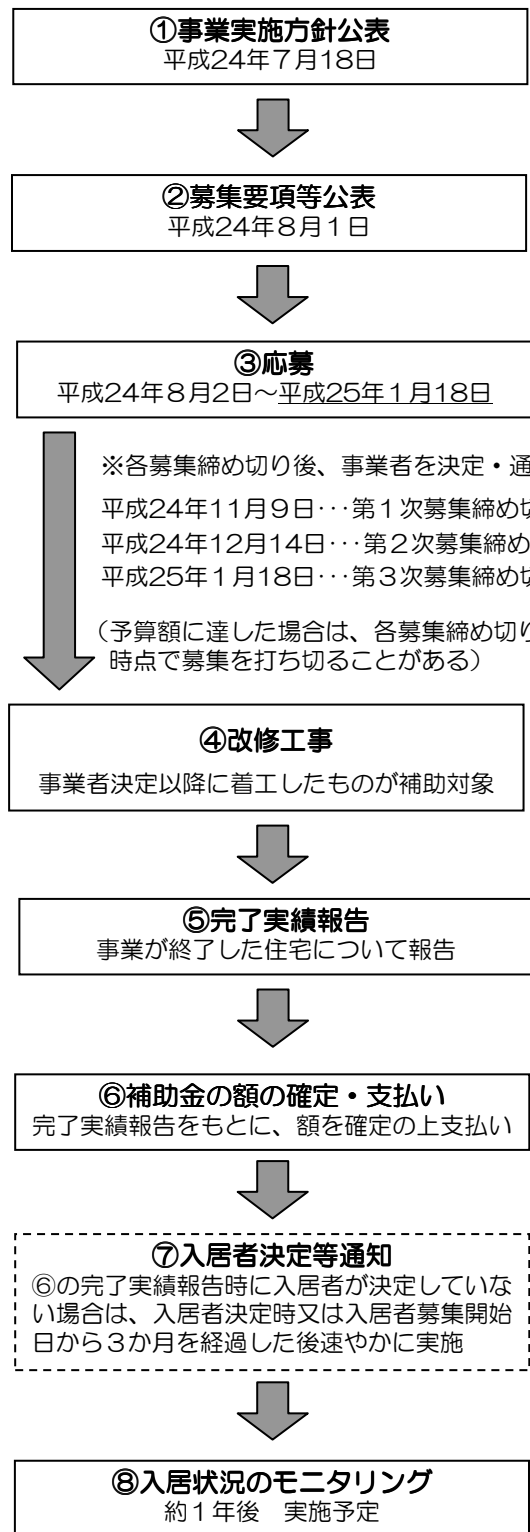
（改修工事あたり補助限度額：100万円×対象空き家の戸数）

3 事業スケジュール

【国事業】



【本事業】



※ →

※ →

※ →

※ →

※国への提出資料・国からの決定通知等の写しを添付